

財務省告示第九十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十七年四月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第十八

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項、平成十

三年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十七年法律第十九号）

第二条第一項及び財政融資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

三 振替法の適

用等

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

を、した後に競争入札の募入があ

つて、財務大臣が各国債市場特

別参加者ごとに応募限度額を定

め、市場特別参加者（以下「競

争価格競

四 発行方法

争価格競

十四 初期利子

に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

十六 償還金
十七 償還金額
十八 元利金支

十九 入札参加者
二十 払込期日

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十七年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十七年四月二十日